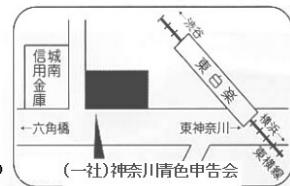


青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
2-9-11リビングル2F
TEL 045-433-5221
FAX 045-433-8403
E-mail aoiro-k@sirius.ocn.ne.jp



9月より 記帳確認指導会を開催いたします！

この記帳確認指導会は、上半期の記帳が正しくされているか確認する記帳の健康診断ともいえる指導会です。記帳状況（入力状況）の確認や集計表・合計残高試算表の不一致等の相談、新たに10万円以上の資産（車や機械等の取得・入替、工事等）を取得した場合の減価償却費の計算等、事前準備をしておくことが重要です。また確定申告時に不備がなくスムーズに決算申告を行うためにも是非ご来所ください。

特に次に該当する方は指導会のご参加をお勧めいたします。

- 今年初めて青色申告をする方やブルーリターンA等会計ソフトで記帳をする方
- 新たに10万円以上の資産（車や機械等の取得・入替、工事等）を取得した方
- 確定申告指導会に2回以上ご来所した方

確定申告時期に持ち越さないように多くの会員の皆様のご参加お待ちしております。

* 記帳確認のメリット

- ・ 日頃の疑問点の解決、早めのご来所で確定申告時にはスムーズな決算・申告が出来る。
- ・ **記帳確認指導会（9月開催）+決算準備指導会（12月開催）にご参加いただいた方で、決算等の事前準備が整っていると認められた方は、来年の確定申告指導会時の優先予約が受けられます。**
- ・ イータックスの初期登録等、電子申告に関する事前準備が出来る。

* 記帳確認指導会にお持ちいただくもの

1. 記帳している帳簿・月別総括集計表・合計残高試算表
※ブルーリターンAユーザーの方はデータ又はパソコン
2. 過去3年分の決算書及び確定申告書（所得税・消費税）の控え
3. 事業で使用している預金通帳
4. 源泉関係の書類（平成29年上半年分と平成28年全期分）
5. 経理処理が分からぬ取引がある場合は、その関係資料
(車両購入時の注文書、売上明細書等)



※確定申告に備えてご来所の際に各種控除の関係書類も確認しましょう！



消費税の事前準備を！

平成29年が消費税課税事業者となる方（平成27年分課税売上高が1,000万円を超えた方）を対象に記帳確認指導会にて消費税の記帳等のアドバイスをいたしております。また、平成28年分課税売上高が1,000万円を超えた方についても、課税事業者の届出、簡易課税と一般課税の検討等、9月の記帳確認指導会をご活用ください！



着任のごあいさつ

神奈川税務署長

横谷 邦昭

残暑の候、一般社団法人神奈川青色申告会の皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、税務大学校専門教育部から転任して参りました横谷でございます。前任の鈴木署長同様のご厚誼を賜りますよう、どうぞよろしくお願ひいたします。

私は横浜市緑区の出身でございまして、今回の異動では「まさに生まれ育つた地元に戻ってきた」と感じております。

貴会におかれましては、誠実な記帳と適正な申告の普及徹底という活動方針のもと、青色学校や青色塾など各種指導会を開催され、日頃から会員の皆様方への指導・啓発を行つていただいております。更には、各種説明会、確定申告期の青色コーナーの運営、e-Taxの利用拡大、マイナンバー制度の導入・定着へのご協力など、納税道義の高揚・公平な税制と円滑な税務行政の遂行に大きく寄与していただいており、大変心強く感じております。

貴会のこうした活動に対し、心から敬意を表しますとともに、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げ

ます。
さて、平成31年10月からは、消費税軽減税率制度が実施されることが予想されます。こうした税務行政を取り巻く環境の変化に伴い、ますます記帳の重要性が高まるとともに、青色申告会の社会的な役割も高まってきております。私もどもといったしましては、貴青色申告会との相互信頼・協力関係を大切にし、より緊密な協調関係の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

神奈川税務署職員一同、国民の皆様からの信頼を得られるよう、身を引き締めて適正・公平な課税・徴収に取組んでまいる所存でござりますので、今後とも、税務行政の良き理解者として、神奈川青色申告会の皆様方の一層のお力添えを賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

結びに当たりまして、一般社団法人神奈川青色申告会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びにご事業の更なるご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

定期人事異動

神奈川税務署 関係職員ご紹介(敬称略)

①出身地 ②趣味等
③今年の抱負等



副署長
アカシコウイチ
赤司 浩一

①福岡県 ②テニス・野球・料理
③2年目となります。一人でも多くの会員の方からお話を聞きたいと思います。



総務課長
ゴトウイサム
後藤 勇

①秋田県 ②写真・妻との散歩
③常に謙虚な姿勢で、感謝の心を忘れずに、小さなことにも感動する素直な気持ちであります。
この一年よろしくお願ひいたします。



個人課税第1部門統括官
ナカジママキコ
中島 真紀子

①神奈川県 ②ウォーキング・読書
③全力で会活動の支援をさせていただきます。
どうぞよろしくお願ひいたします。



個人課税第1部門 指導担当上席
コヤマナオミ
小山 直美

①神奈川県 ②ヨガ
③2年目となりました。皆様と呼吸と歩調を合わせて、会の発展を支えていきたいと思います。引き続きよろしくお願ひします。



e-Tax 広報担当官
クン
イータ君 (平成16年10月1日生)

①東京都千代田区霞が関 ②パソコン・空も飛べる
③マイナちゃんと、e-Taxの普及に向けてがんばります。会員の皆さん、ご協力をお願ひします。



女性部研修旅行
山中湖でざぶーん！バラ咲く「ハイジの村」
研修ツアーに参加して

6月27日（火）私は、女性部研修ツアーリーに参加しました。明け方の雨も集合時間の6時半過ぎには上がり、天理ビル前から最初の目的地である山中湖に向けて予定通りに出発しました。足柄サービスエリアまでの車中で「セルフメディケーション税制」について研修を受けました。テレビ等でセルフメディケーションという言葉は聞いたことがありましたがあが、具体的な内容は分からなかつたので、大変に勉強になりました。

途中の渋滞もなく、9時には山中湖に到着し、ほとんどの方が初めて体験する水陸両用バス「KABA」に乗り込みました。車高が高いので、タラップを上つて船形のバスの座席に着き、いよいよスタートです。最高の見せ場は、陸から湖に入る瞬間。もっと減速するのかな？と思つていたらそのまま湖面へダイブ！とても驚きました。昔、007の映画で川へ飛び込んだ自動車がボートになるシーンがありました。想像の世界が現実になつたような感覚で、これからもどんな物が出てくるのか楽しみです。女性ガイドの絶妙トークであつという間の30分でした。

山中湖を後にして、次は「桔梗屋」さんで信玄餅の詰め放題です。皆、必死でした。12～13個ぐらいは入ると聞いていましたが、今回、18個ゲットした方がおられました。すごいですね、おめでとうございます。お昼は「ハイジの村」でスイスと甲州郷土料理のバイキングで

舌鼓。皆さん、おなかを満足させて、この時期でもバラが咲いている園内を散策しました。最後は「里の駅いちのみや」で、新鮮な野菜や果物、お土産をたくさん買いました。

たくさん遊んで、体験して、とても充実した女性部の研修バスツアーリーでした。毎年添乗していただいている遠藤さんのホッコリ笑顔も素敵です。それにしても、毎年梅雨時に催されるツアーリーにも関わらず、なぜか傘いらず。曾田部長の晴れ女ぶりは本物ですね。

御厨るみ子

神奈川税務署からのお役立ち情報！(vol.8)

～続セルフメディケーション～ そもそも、どんな人が控除できますか？

Q vol.6で特集していたセルフメディケーションの医療費控除を受けたいのですが、「健康増進等の取組を行っている」人が対象と書いてありました。
そもそも、どんな人がこの控除を受けられますか？

A セルフメディケーションの医療費控除を受けられる人は、次の表の「取組」をした人に限られます。取組によって、申告のために用意する書類が異なりますので、それぞれ表に記載されている書類をご用意ください（「添付」または、「提示」）。

取組	取組を証明する書類
インフルエンザの予防接種又は定期予防接種 (高齢者の肺炎球菌感染症等)	領収書又は予防接種済証
市区町村のがん検診	領収書又は結果通知書
職場で受けた定期健康診断	結果通知書（「定期健康診断」という名称と「勤務先（会社等）名称」の記載が必要です。）
特定健康診査	領収書又は結果通知書（「特定健康診査」という名称と「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」の記載が必要です。）
人間ドックやがん検診を始めとする各種健診 (検診)	領収書又は結果通知書「勤務先（会社等）名称」「保険者名（ご加入の健保組合等の名称）」の記載が必要です。

- * 申告をする納税者が、表のいずれか1つの取組を行っている必要があります。
- * 要件を満たしていれば、生計を一にする配偶者や親族の方の分の費用も含めて申告することができます。
- * 取組に要した費用は、控除対象となりません。

港北出張所開設日 (月曜日開設)

- 電話番号 070-5593-2028 (PHS)
(開設日以外はつながりません)
- 受付時間 10時～11時・13時～14時
- 開設日 9月
4日(月)・11日(月)・25日(月)
※9月は予約不要です。



弁護士・税理士による

無料法律・税務相談会

(毎月第1火曜日)

あなたの悩みを専門家がお答えします。



●開催日程

H29年 9月 5日(火)
10月 3日(火)

●会場 事務局 3F (東白楽)

●時間 PM1:00～PM3:00迄

●電話番号 433-5221 (予約制)

相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。
事前にお電話いただきますようお願い致します。

す。
返しきれませんのでご了承願いま
す。
なお、規定により既納の会費はお

ご指定の預金口座からのお振替となります。
お振替日の前日迄に預金残高をご確認下さい
ますようお願い致します。

9月26日(火)
次回会費の口座振替日
です。

●会費振替のお知らせ

10日	27日	25日	24日	14日	12日	11日	11日	7日	6日	4日	1日	10日
12日	・	・	・	・	・	13日	・	・	・	・	1日～	10日
・	19日	21日	24日～	27日	31日	18日	20日	・	・	・	・	・
県連W ebサイトミーティング	受託事業記帳説明会	八者会意見交換会	県連職員研修会	会員親睦日帰バス研修旅行	会長・副会長会議	第48回青色学校	福祉厚生事業委員会	県連事務局長会議	県連正副会长会議・理事会	会長・副会长会議	源泉指導会	無料法律税務相談会
おしらせ	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←	←

●会のうひ



神奈川県下のあおいいろ優待サービス

■新着ご優待施設

- レストランカラオケ シダックス



全国のカラオケ・シダックス
が法人団体価格でご利用にな
れます。

- 三井住友トラストカード



VISAゴールドカード年会費
を最大 75% 割引きさせて
いただきます。

- 国立劇場



主催公演チケットを定価の7%
引きで購入いただけます。